

アスベスト対策ガイド



- 1 健康相談と救済制度について
- 2 解体等工事の手続きと関連情報
- 3 適正な建物管理の参考情報
- 4 廃棄物の適正処理について
- 5 家庭用品の情報
- 6 窓 口 一 覧

平成 20 年 1 月発行（平成 27 年 12 月改訂）

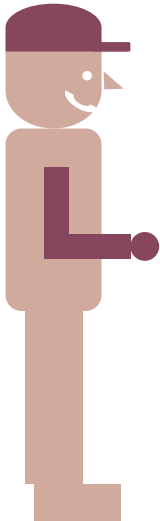
広島県

1 健康相談と救済制度について

健康被害が心配な方へ、労災保険制度と救済制度があります

石綿による健康被害を受けた労働者又はその遺族

労災保険制度



健康相談 相談窓口は広島産業保健総合支援センター<http://sanpo-hiroshima.jp/>
受診の場合は石綿関連疾患に詳しい医療機関（最後のページ参照）

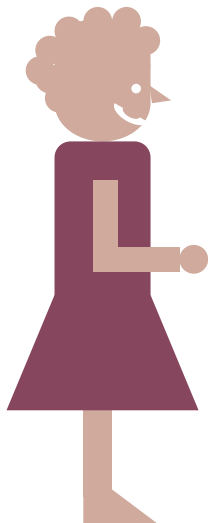
健康管理 石綿作業に従事している方などには、
「職場における健康診断」制度があります。
石綿作業に従事していた方（転職・退職を含む）で、交付要件に該当する方には、
「健康管理手帳制度」があります。

補償制度 健康被害を受けた方には、「労災保険制度」があります。
相談・申請の窓口は、**労働局** 及び **労働基準監督署** です。

「石綿に関する健康管理手帳」の交付について
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/techo/index.html>
石綿健康管理手帳の交付対象業務の拡大について（平成 21.3）
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/pamph/dl/090312a.pdf>
労災保険給付の概要
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040325-12.html>

労災補償等の対象とならない方

石綿健康被害救済制度



健康相談 相談窓口は、広島県各厚生環境事務所保健課等です。
健康被害が心配な方は、まず医療機関へ受診してください。

救済制度

対 象	相 談 窓 口
時効により労災補償が 受けられない遺族の方	広島労働局労災補償課等
健康被害を受けられた方及び その遺族の方で、労災補償等 の対象とならない方	(独)環境再生保全機構、環境省地方環境事務所、 県厚生環境事務所(厚生)保健課、広島市保健医療課、 呉市保健所保健総務課、福山市保健所健康推進課

救済給付制度の概要 <http://www.erca.go.jp/asbestos/relief/seido/index.html>
特別遺族給付金制度について http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudou_kijun/sekimen/izoku/index.html
(独)環境再生保全機構 <http://www.erca.go.jp/asbestos/>
環境省中国四国地方環境事務所 <http://chushikoku.env.go.jp/>
厚生労働省 広島労働局 <http://hiroshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>
広島県石綿に関する情報 <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/a-topics-170719asbest-index.html>

労災保険給付の概要



石綿健康管理手帳の交付対象業務の拡大について



救済給付のしくみ



2 解体等工事の手續きと関連情報

周辺住民の方、工事発注者の方へ、解体等の工事の規制について紹介します

全ての解体等工事で石綿の事前調査及び結果の掲示が必要です。

- 平成18年9月1日以降に設置工事に着手した建物や、平成18年9月1日以降に改造・補修工事された部分のみの工事は対象外です。
- 解体等工事とは、建築物や工作物を解体・改造・補修する作業を伴う建設工事のことです。

アスベスト
建材の分類

大 除 去 時 の 発 じ ん 量 小	レベル1 飛散性	石綿含有吹付け材等
	レベル2 飛散性	石綿含有保温材、 耐火被覆材、 断熱材 等
	レベル3 非飛散性	石綿含有成形板等

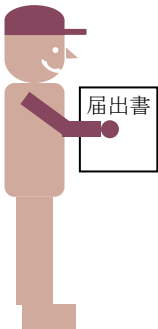
事前調査の方法

- ①設計図書、現場調査による確認、
施工業者への問い合わせ。
使用建築材料や施工年、
施工部位からの割り出し。

【参考】石綿（アスベスト）含有建材データベース
<http://www.asbestos-database.jp/>

- ②不明であれば、分析調査。

レベル
1・2



レベル1, 2の石綿除去等工事の際は事前に以下の届出が必要です。

▼大気汚染防止法（特定粉じんの排出等の届）

→届出先は管轄の県厚生環境事務所（支所）環境管理課（衛生環境課）。

ただし、広島市、呉市、福山市、三次市、庄原市、東広島市、大崎上島町は各市町環境行政担当課です。

▼労働安全衛生法（石綿等の除去に係る計画の届、作業の届）

→届出先は管轄の労働基準監督署です。

▼建設リサイクル法（分別解体計画等届）

→届出先は管轄の県建設事務所建築課または各市建築担当課です。なお、レベルによらず、一定の要件を満たす工事規模等になる場合は、建設リサイクル法の届出が必要です。詳細は→<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/95/1171326088100.html>

建築基準法により

▼劣化で石綿の飛散のおそれ→すぐに除去など措置しなければなりません。

▼増改築時・解体時→原則、既存建物の石綿等を除去しなければなりません。

レベル
3

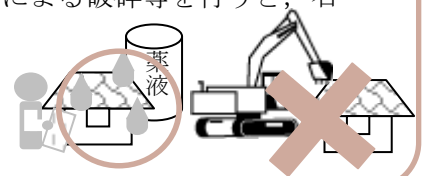


使用例

通常の使用状態では、飛散のおそれはありません。

★ただし、損壊や解体する場合は、機械による破砕等を行うと、石綿が飛散するおそれがあります。

★材料を薬液等で湿潤化して、手ばらしにより取り外しを行なうなど、飛散防止に十分留意してください。



掲示

○石綿が含まれる場合も、含まれない場合も、石綿情報の掲示が必要です。

○非飛散性のアスベストと書かれていても、周辺住民は不安に感じます。

飛散防止対策を適切に行う旨を掲示板等により周知してください。

記載例

<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/250621asbesuto-kaisei.html>



3 適正な建物管理の参考情報

建物所有者、管理者の方へ、広島県が実施している県有施設の適正管理の方法を紹介します

維持管理指針の作成

広島県では、「**県有施設の吹付けアスベスト等に関する維持管理指針**」により措置及び維持管理の方針を定め、県有施設の適正管理に努めています。



広島県の
建物管理

吹付けアスベスト等の措置

- 吹付けアスベスト等の使用が確認された施設について、必要に応じて、立入禁止等の措置を行い、状態の判定を行いました。→**方針の決定**
- 措置については「除去」を原則とし、平成17年度から順次適正に対策工事を行ってきました。アスベスト残存施設は、改修工事等に合わせて、計画的に除去工事を行うこととしています。→**維持管理・点検記録**

【措置判定表】

部屋等の 使用状況	吹付け材等の状態		
	飛散のおそれ大きい	飛散のおそれが小さい	安 定
使用頻度が高い	A	B	C
使用頻度が低い	B	C	D

【判定区分毎の措置内容】

判定区分	措 置 内 容
A	直ちに、除去等の措置を行う。
B	早い時期に除去等の措置を行う。
C	損傷部等の補修。点検・記録後、必要に応じ、除去等の措置を検討。
D	点検・記録管理。計画的改修工事に合わせた除去等の措置を検討。

【A判定】

毛羽立ち、繊維のくずれ、垂れ下がり、全体損傷欠損、破片落下、下地と遊離等

維持管理・点検記録

吹付け材等の状況等を定期的に点検し、**管理台帳**に点検結果及び措置状況等を記録・保管します。点検により、吹付け材等に軽微な損傷を発見した場合は速やかに補修を行い、飛散のおそれを確認した場合は、再度措置方針を検討します。

吹付けアスベスト等管理台帳（例）

施設名		施設所在地		施設所有者	施設届出者
施設の用途		構 造	延べ床面積	建築年月	管理者担当 部課名(電話)
		鉄筋コンクリート造 地下1地上4建	1,131.87 m ²	S 43.7	
調査機関 (種類・含有率等)	場 所	1階 浴室	1階 ロビー	地下機械室等	
	調査機関		同左		
	調査日	H18.12.26	同左		
	完成図書確認	済	済		
	吹付け材の種類	クリソタイル	クリソ		
	使用部位	天井	天井		
	使用面積	42.5 m ²	14.8 m ²		
	吹付け材露出の有無	有	有		
	アスベスト含有率※1	0.1%超	0.8%		
	表面状態(目視)	飛散している	ほぼ安		
アスベスト濃度※2	0.14本/L	0.13本			
措置判定結果※3	A	B			
処 理 状 況	工 法	除去	除去		
	工事完了年月日				
	工事施工業者				
備 考	その他の工事記録				

点検記録票（例）

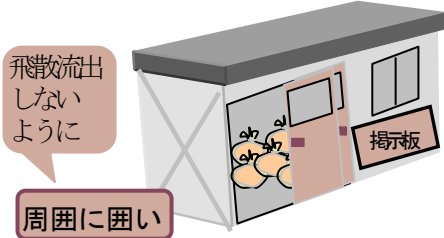
点 検 計 画	点検周期	3ヵ月
	点検内容	吹付け面に損傷等 の変化が無い か、目視による 点検
点 検 記 録	場 所	1階 浴室
	点検日	
	平成19年4月3日	変化見られず
	平成19年7月9日	変化見られず

- ※1 吹付け材のアスベスト定量検査を行った場合、アスベスト含有率を記載
- ※2 室内空気中のアスベスト濃度測定を行った場合、その測定結果を記載
- ※3 措置判定表の判定区分(A~D)を記載

4 廃棄物の適正処理について

解体等によって排出された石綿は、廃棄物処理法によって規制されています

石綿を含む産業廃棄物が運搬されるまでの間、保管基準に従って保管します。



見やすい所に
掲示板を設置

掲示板の例

特別管理産業廃棄物の保管場所	
↑ 60 cm 以上 ↓	保管する廃棄物の種類 特別管理産業廃棄物(石綿等)
	積み上げ高さ 〇〇m
	管理責任者 〇〇 □□
	連絡先 TEL ……
	注意事項 ……
← 60 cm以上 →	

石綿を含む産業廃棄物を処理する場合、飛散性等の違いによって種類が区分され、取扱いが異なります。

特別管理産業廃棄物(廃石綿等)

(飛散性の石綿の廃棄物)

除去された吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材、除去作業に使ったシートやマスクなど

- 収集・運搬を委託するときは、特別管理産業廃棄物(廃石綿等)の許可業者へ委託してください。
- 収集・運搬するときは、「十分な飛散防止措置」「他の廃棄物と区分」「湿潤化」「二重袋又は固形化」し、処分施設に直送してください。

袋が破損しない
ように慎重に扱う



石綿含有産業廃棄物

(非飛散性の石綿の廃棄物)

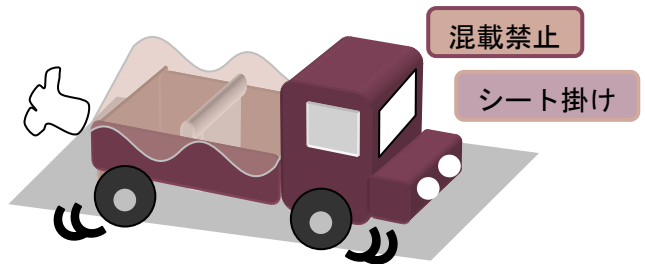
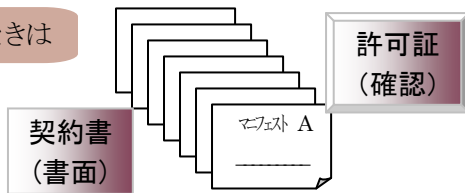
除去された石綿スレートなどの外装材、床タイル、屋根材など(石綿を0.1%を超えて含むもの)

- 収集・運搬を委託するときは、産業廃棄物(石綿含有廃棄物)の許可業者へ委託してください。
- 収集・運搬するときは、「十分な飛散防止措置」「他の廃棄物と区分」

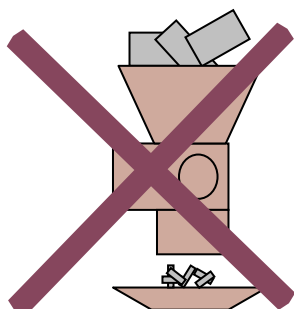
変形・破断しない
原型のまま
整然と積み込み

【運搬～処理までの共通事項】

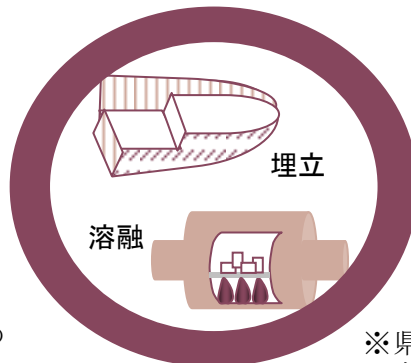
委託するときは



- ★ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)を忘れずに、利用してください。
- ★ 石綿を含む産業廃棄物の処分方法は、埋立処分か、熔融処理のみです。



破碎・選別・圧縮・焼却等の
中間処理は禁止



廃棄物の種類 処分方法	廃石綿等	石綿含有
埋立(安定型)	×	○
埋立(管理型)	○	○
熔融	○	○

※県(政令市)の許可若しくは国の無害化処理認定施設において処理

5 家庭用品の情報

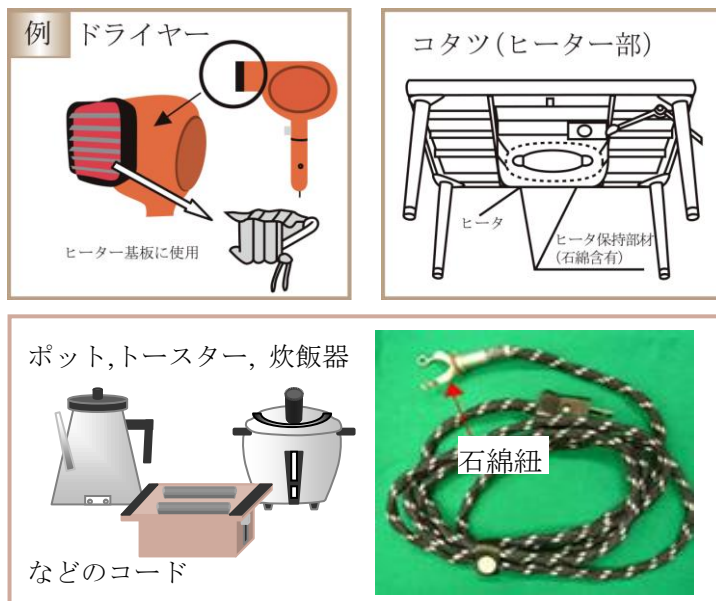
家庭用品と石綿の関係を紹介します

Q：家庭用品に石綿（アスベスト）が使われているか、確認する方法は？

A：製品を製造したメーカー、製品番号、製造年から判断するしかありません。
製品を製造したメーカーへ問い合わせして確認してください。
メーカーのホームページや経済産業省の実態調査などで詳しく調べることができます。
その他に、費用はかかりますが、分析機関で分析して確認することもできます。

Q：家庭用品に石綿（アスベスト）が使われていると危険ですか？

A：メーカーへの調査によると、ほとんどの家庭用品では、使われているアスベストが他のものと混合され、固められており、通常の使用においてアスベストが飛び散る心配はないとしています。



電気製品、ガス・石油製品など、家庭用品の一部の製品に、アスベストが使われていましたが、これらの製品は、通常の使用状態では飛散の心配はありません。

Q：石綿（アスベスト）を含む家庭用品を処分するときはどうすればいいですか？

A：アスベストが飛散するおそれがありますので、壊したり、分解したりしないで、処分してください。
不明な点がありましたら、お住まいの市町廃棄物担当窓口にお問い合わせいただき、市町の指示に従ってください。

アスベスト含有家庭用品等の総合的なページ（環境省）
<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index8.html>
（★経済産業省の実態把握調査等にリンクしています。）
アスベスト含有家庭用品の廃棄について（環境省）
<http://www.env.go.jp/air/asbestos/housewares/index.html>
広島県内の分析機関（最後のページ参照）

6 窓口一覧

行政相談窓口、石綿に関して検診可能な医療機関、アスベスト分析機関を掲載しています

【県の相談機関】

午前8時30分～午後5時30分（土・日、祝日を除く）

区分	相談内容	機関名	電話番号	
地方機関	健康相談・ 救済制度 【保健課 (厚生保健課)】 環境保全・ 廃棄物処理 【環境管理課 (衛生環境課)】	西部厚生環境事務所	0829-32-1181	
		西部厚生環境事務所広島支所	082-228-2111	
		西部厚生環境事務所呉支所	0823-22-5400	
		西部東厚生環境事務所	082-422-6911	
		東部厚生環境事務所	0848-25-4634	
		東部厚生環境事務所福山支所	084-921-1311	
		北部厚生環境事務所	0824-63-5181	
	建築物・ 建設リサイクル 【建築課】	西部建設事務所	082-250-8158	
		東部建設事務所	084-921-1311	
		北部建設事務所	0824-63-5181	
本庁	健康相談	健康対策課	082-513-3076	
	環境保全	環境保全課	082-513-2920	
	廃棄物処理	産業廃棄物対策課	082-513-2963	
	建築物に 関すること	建築資材	建築課	082-513-4183
		県営住宅	住宅課	082-223-3436
建設リサイクル	技術企画課	082-513-3859		

※ 健康相談に関する場合は、厚生環境事務所（支所）の保健課が窓口です。ただし、西部厚生環境事務所呉支所のみ厚生保健課が窓口となります。

※ 環境汚染・廃棄物処理に関する場合は、厚生環境事務所（支所）の環境管理課（衛生環境課）が窓口です。

【石綿に関して検診可能な機関】

施設名	電話番号	所在地
広島市立広島市民病院	082-221-2291	広島市中区
広島赤十字・原爆病院	082-241-3111	広島市中区
吉島病院	082-241-2167	広島市中区
広島鉄道病院	082-262-1171	広島市東区
県立広島病院	082-254-1818	広島市南区
広島共立病院	082-879-1111	広島市安佐南区
広島市立安佐市民病院	082-815-5211	広島市安佐北区
中国労災病院	0823-72-7171	呉市
呉医療センター	0823-22-3111	呉市
呉共済病院	0823-22-2111	呉市
呉市医師会病院	0823-22-2321	呉市
三原市医師会病院	0848-62-3113	三原市
須波宗斉会病院	0848-69-1888	三原市
尾道市立市民病院	0848-47-1155	尾道市
尾道総合病院	0848-22-8111	尾道市
みつぎ総合病院	0848-76-1111	尾道市
木曾病院	0848-23-5858	尾道市
中国中央病院	084-970-2121	福山市
寺岡記念病院	0847-52-3140	福山市
中国労働衛生協会	084-941-8211	福山市
府中市市民病院	0847-45-3300	府中市
市立三次中央病院	0824-65-0101	三次市
広島西医療センター	0827-57-7151	大竹市
東広島医療センター	082-423-2176	東広島市

【国等の相談機関】

健康管理手帳、従事者健康診断、労災補償

機関名	電話番号
広島労働局健康安全課*	082-221-9243
広島労働局労災補償課*	082-221-9245
広島中央労働基準監督署	082-221-2459
呉労働基準監督署	0823-22-0005
福山労働基準監督署	084-923-0005
三原労働基準監督署	0848-63-3939
尾道労働基準監督署	0848-22-4158
三次労働基準監督署	0824-62-2104
広島北労働基準監督署	082-812-2115
廿日市労働基準監督署	0829-32-1155

※健康管理手帳・健康診断については、健康安全課、労災補償については、労災補償課

救済制度

機関名	電話番号
(独)環境再生保全機構	0120-389-931
環境省 中国四国地方環境 事務所 環境対策課	086-223-1581
同上 広島事務所	082-511-0006

政令市等

機関名	電話番号
広島市（代表）	082-245-2111
呉市（代表）	0823-25-3100
福山市（代表）	084-921-2100

施設名	電話番号	所在地
マツダ病院	082-565-5000	安芸郡府中町
公立世羅中央病院	0847-22-1127	世羅郡世羅町

※マルチスライス・CT等を保有し、専門医のいる医療機関名簿です。

【分析機関】

機関名	電話番号	所在地
(一財)広島県環境保健協会	082-293-1511	広島市中区
東和環境科学(株)	082-255-8080	広島市南区
(株)エヌ・イーサポート	082-272-9000	広島市西区
MIIソリューションテクノロジー(株)	082-291-2414	広島市西区
中外テクノス(株)	082-295-2237	広島市西区
(株)ゲルン環境センター	082-943-5508	広島市佐伯区
富士企業(株)	082-923-0188	広島市佐伯区
ラボテック(株)	082-921-5531	広島市佐伯区
(株)中国環境分析センター	0846-22-2629	竹原市
(公財)中国労働衛生協会	084-941-8402	福山市
(株)日本総合科学	084-981-0181	福山市
JFE西日本ジーエス(株)	084-945-3835	福山市
(株)アサヒテクノリサーチ	0827-59-1800	大竹市
(株)生体分子計測研究所	082-431-4521	東広島市

※県内の作業環境測定機関及び計量証明事業所で石綿分析可能な機関

平成20年1月発行(平成27年12月改訂)

: 広島県アスベスト対策推進本部(事務局: 環境県民局環境保全課)

〒730-8511 広島市中区基町10番52号 TEL(082)513-2920 FAX(082)227-4815

広島県環境情報サイト アスベストに関する情報 <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/a-topics-170719asbest-index.html>